



福岡医発第 1096 号(地)
令和 3 年 7 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「令和 3 年度エイジフレンドリー補助金」の周知について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、実施事業者である一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会より日本医師会を通じて周知協力依頼がありました。

厚生労働省では、高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、令和 2 年 3 月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、中小企業において高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのための取組を支援することを目的として、昨年度から「エイジフレンドリー補助金」を創設しております。

本補助金の対象となる職場環境の改善対策や本件にかかる Web サイトの URL（厚生労働省及び一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会）等は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【補助対象となる職場環境の改善対策】

- 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 安全衛生教育の実施に関する費用

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

【補助金申請期間】

令和3年6月11日 ～ 令和3年10月末日

【本件にかかるWebサイトのURL】

厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会ホームページ：

<https://www.jashcon-age.or.jp/>

以上

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常 任 理 事 神 村 裕 子
(公印省略)

「令和3年度エイジフレンドリー補助金」の周知について（依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、別紙のとおり、エイジフレンドリー補助金の実施事業者である一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会より、件名についての周知協力依頼がありました。

厚生労働省では、高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、中小企業において高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのための取組を支援することを目的として、昨年度から「エイジフレンドリー補助金」を創設しております。

本補助金の対象となる職場環境の改善対策、本件にかかるWebサイトのURL（厚生労働省及び一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会）等は下記のとおりです。

つきましては、本件の主旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への本件の周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

記

補助対象事となる改善策

- 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 安全衛生教育の実施に関する費用

補助金申請期間

令和3年6月11日 ～ 令和3年10月末日

厚生労働省
一般社団法人日本労働安全衛生
コンサルタント会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

<https://www.jashcon-age.or.jp/>

以上

別紙

事 務 連 絡

令和 3 年 6 月 17 日

関係団体 代表者各位

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター

エイジフレンドリー補助金の周知について（お願い）

エイジフレンドリー補助金の周知・広報にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、当会は、昨年度に引き続きエイジフレンドリー補助金の実施事業者となりました。

今般、厚生労働省では、高年齢労働者の労働災害防止を図るため、令和 2 年 3 月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、普及を図っているところです。

厚生労働省より皆様に対し、エイジフレンドリー補助金の周知・広報を行っていただきたい旨の依頼がありました。

つきましては、「令和 3 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内のリーフレットを同封いたしますので、貴団体及び傘下の会員事業場、団体等に対する周知等、格段のご協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日

対象となる事業者

次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。

（１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している

（２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

（３）労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1／2

上限額：100万円（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ◆ 健康や体力状況等の把握に関する費用
- ◆ 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります

【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
 - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

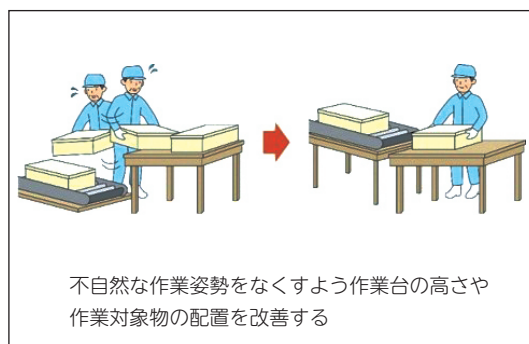
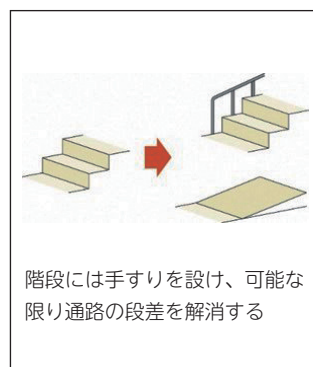
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診の費用を除く）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

【安全衛生教育】

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします



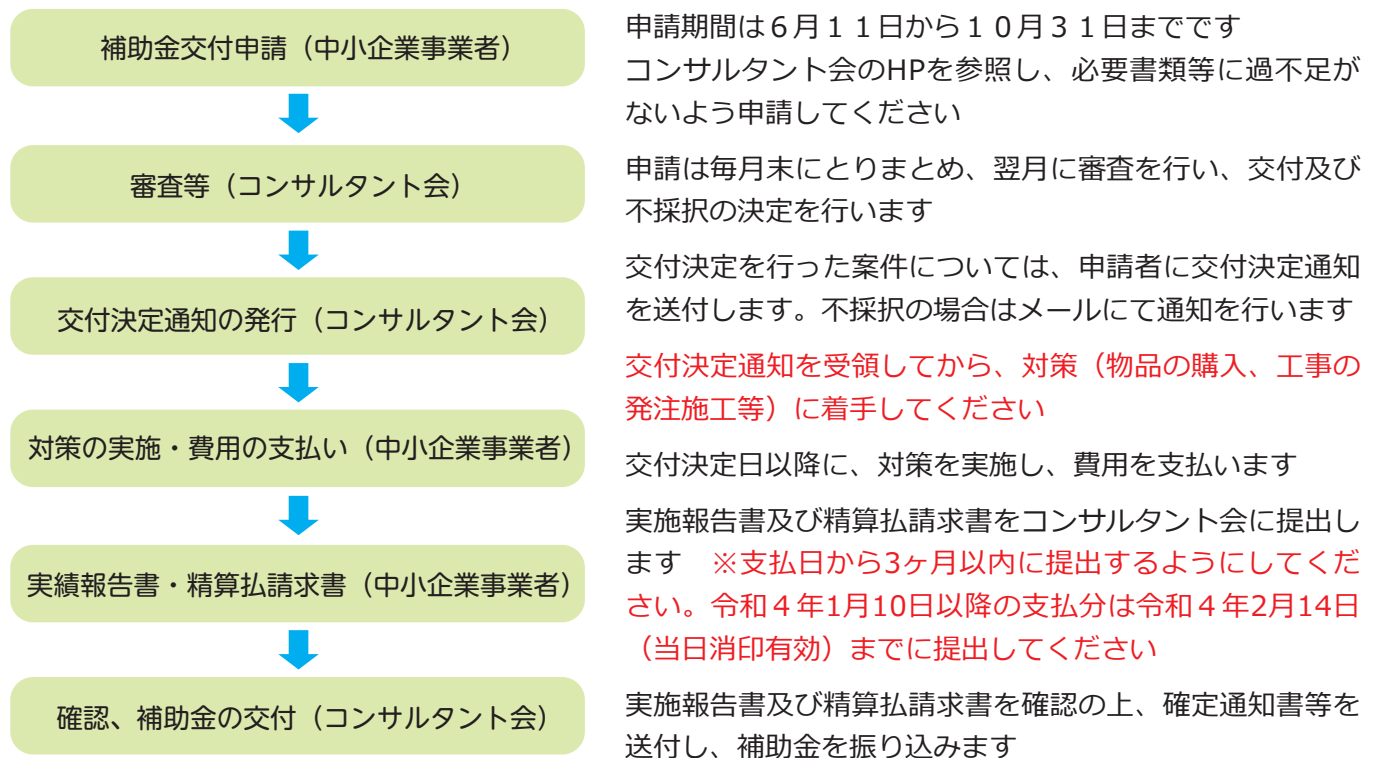
補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



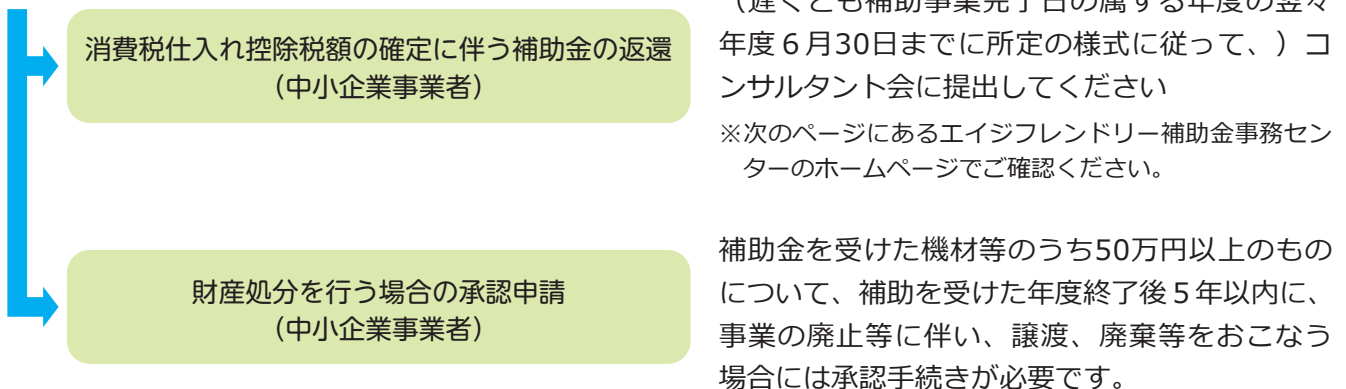
注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。



必要な時に手続き



申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ **交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。** 早めの申請をお勧めします。



この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月10日～13日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

申請関係 または 支払関係

申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508

✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086

✉ af-shiharai@jashcon.or.jp

※申請関係、支払関係のお問合せ先が異なりますのでご注意ください。

参考情報

▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

■労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366（製造業、下記以外の業種関係）
- 03-3453-0464（建設業関係）
- 03-3455-3857（陸上貨物運送事業関係）
- 03-3452-4981（林業・木材製造業関係）
- 03-3452-7201（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。

○「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。